地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により予定している平成30年8月分随意契約について、四万十市契約規則第25条の2第1項の規定に基づき公表いたします。

随意契約締結予定の状況　　平成30年８月８日現在

契約の名称	契約の概要	契約相手の選定基準 及び決定方法	契約締結予定日	その他（申請方法等）
量水器修繕	量水器の修繕業務	地方自治法施行令第167条の２第１項第３号に規定する団体 随意契約	平成30年8月24日	障害者等の社会参加や生きがいの確保等を図りつつ、安価に業務を受注できる団体で、契約を希望する場合は上下水道課（34-1711）へお問い合わせください。